

基盤確立事業実施計画の認定を受けた中小企業は 食品等持続的供給促進資金が活用できます！

みどりの食料システム法に基づき、化学肥料・化学農薬の使用量低減や温室効果ガスの排出削減など、環境負荷低減に取り組む生産者の活動計画を都道府県が認定し、生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等に取り組む事業者の活動計画(基盤確立事業実施計画)を国が認定しています。

有機農産物などの環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物等の流通の合理化のために必要となる食品等の製造施設、流通施設等を整備するための融資制度があります。

対象者

基盤確立事業実施計画の認定を受けた
食品等製造業者、食品等販売業者等 (中小企業者に限る)

使途・支援内容

- 食品等の製造施設、流通施設等の取得等に必要な資金 (集出荷施設、処理加工施設、保管配送施設、販売施設等の改良・造成・取得など)

ポイント

農林漁業者と連携して行う取組が支援の対象となります

資金をご利用いただくためには、5年以内に地域の農林水産物の取扱量や取扱額を一定程度増加するなどの要件があります。まずは最寄りの公庫支店にご相談ください！

- 借入限度額：負担額の80%
- 借入金利：2.15% ~ 3.35% (令和8年4月20日時点)
- 償還期限：25年以内

取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫 又は 沖縄振興開発金融公庫
(以下「公庫」といいます。)

【留意点】

- ・ほかにも資金をご利用いただくための要件等があります。
- ・公庫による審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。

～ 資金活用事例の紹介 ～

北海道において「有機カット野菜サラダ」の製造・販売に取り組む株式会社フレッシュフーズは、**食品流通改善資金**※を活用して千葉県に食品加工工場を新設し、「有機カット野菜サラダ」を首都圏で広く販売することで、有機農産物の生産に取り組む生産者の活動を支援。



※旧資金名

農林水産省、公庫は、中小企業の取組を応援します！

お問い合わせ先：

(資金の利用について)最寄りの公庫の支店

(制度の内容について)農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

(TEL:03-6744-7186)